



広島県報

号 外
第 133 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

公有水面埋立ての竣功の認可	…………… (兼良御旗園)	1
一般競争入札	…………… (兼良御旗園)	11
公安委員会告示	……………	16
指定講習機関の代表者の変更の公示	……………	16
種別免許双徳者教育の認定を受けた者の代表者の変更の公示	……………	17

告 示

広島県告示第819号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号。以下「法」という。) 第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成18年9月7日

広島港港湾管理者
広 島 県
代表者 広島県知事 藤 田 雄 山
広島県知事 藤 田 雄 山

1 竣功認可年月日

平成18年8月30日

2 竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号
広島県
知事 藤 田 雄 山

3 埋立区域

(1) 位置

(A地区)

広島市佐伯区海老園二丁目1010番から同区海老園四丁目1045番13を経て同区海老園四丁目1060番に至る間の土地の地先公有水面

(B地区)

広島市佐伯区海老園四丁目1058番に接する防波堤の地先公有水面

(2) 区域

(A地区)

次の各地点を順次に結んだ線及び ①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 広島市佐伯区海老山の国土地理院三等三角点「五日市」〔北緯34度21分42秒9416、東経132度21分56秒4552、標高 53.28m (以下、「基準点」という。)] から 251度14分02秒174.21mの地点

の地点	の地点から	82度41分04秒	11.16mの地点
の地点	の地点から	169度07分49秒	19.94mの地点
の地点	の地点から	168度30分24秒	6.98mの地点
の地点	の地点から	169度13分37秒	10.67mの地点
の地点	の地点から	172度58分12秒	2.32mの地点
の地点	の地点から	332度28分56秒	7.13mの地点
の地点	の地点から	297度52分56秒	6.54mの地点
の地点	の地点から	299度40分45秒	6.26mの地点
の地点	の地点から	262度48分14秒	28.28mの地点
の地点	の地点から	216度55分38秒	5.00mの地点
の地点	の地点から	172度28分32秒	71.51mの地点
の地点	の地点から	172度28分31秒	22.05mの地点
の地点	の地点から	170度52分57秒	7.24mの地点
の地点	の地点から	262度29分03秒	120.72mの地点

①の地点	の地点から	172度21分05秒	111.87mの地点
②の地点	の地点から	172度18分21秒	10.96mの地点
③の地点	の地点から	261度42分51秒	91.23mの地点
④の地点	の地点から	172度54分44秒	27.31mの地点
⑤の地点	の地点から	261度44分12秒	44.36mの地点
⑥の地点	の地点から	352度18分35秒	18.75mの地点
⑦の地点	の地点から	79度34分54秒	1.40mの地点
⑧の地点	の地点から	351度30分07秒	2.69mの地点
⑨の地点	の地点から	263度20分16秒	1.34mの地点
⑩の地点	の地点から	351度58分28秒	37.54mの地点
⑪の地点	の地点から	75度57分01秒	2.07mの地点
⑫の地点	の地点から	352度02分53秒	8.55mの地点
⑬の地点	の地点から	258度54分15秒	2.05mの地点
⑭の地点	の地点から	352度10分20秒	47.78mの地点
⑮の地点	の地点から	319度06分07秒	0.36mの地点
⑯の地点	の地点から	270度04分06秒	2.52mの地点
⑰の地点	の地点から	351度27分27秒	50.08mの地点
⑱の地点	の地点から	75度24分42秒	3.47mの地点
⑲の地点	の地点から	351度52分16秒	43.68mの地点
⑳の地点	の地点から	83度03分09秒	2.04mの地点
㉑の地点	の地点から	352度10分36秒	8.90mの地点
㉒の地点	の地点から	264度09分39秒	2.08mの地点
㉓の地点	の地点から	352度11分15秒	45.75mの地点
㉔の地点	の地点から	81度10分42秒	1.50mの地点
㉕の地点	の地点から	352度11分54秒	6.00mの地点
㉖の地点	の地点から	81度33分03秒	4.55mの地点
㉗の地点	の地点から	81度32分46秒	43.46mの地点
㉘の地点	の地点から	81度38分53秒	52.42mの地点
㉙の地点	の地点から	81度53分34秒	46.64mの地点
㉚の地点	の地点から	81度47分49秒	46.68mの地点
㉛の地点	の地点から	81度43分18秒	51.47mの地点
㉜の地点	の地点から	82度01分50秒	38.00mの地点
㉝の地点	の地点から	79度16分16秒	4.22mの地点
㉞の地点	の地点から	349度45分31秒	0.97mの地点

⑤⑩の地点 ④⑨の地点から 349度46分50秒 2.10mの地点
 ⑤⑩の地点 ⑤⑩の地点から 350度15分57秒 1.94mの地点
 (B地区)
 次の各地点を順次に結んだ線及び⑤⑩の地点と⑤⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域。

⑤⑩の地点	基点から	218度12分57秒	449.96mの地点
⑤⑩の地点	⑤⑩の地点から	172度28分10秒	9.99mの地点
⑤⑩の地点	⑤⑩の地点から	262度29分26秒	10.17mの地点
⑤⑩の地点	⑤⑩の地点から	352度31分03秒	4.83mの地点
⑤⑩の地点	⑤⑩の地点から	262度29分29秒	12.28mの地点
⑤⑩の地点	⑤⑩の地点から	352度29分31秒	5.16mの地点

(A地区) 50,210.10平方メートル
 (B地区) 164.89平方メートル

計 50,374.99平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号等

平成10年3月3日

広島県告示第260号

(平成10年2月24日付け指令港第116号により免許)

5 法第22条第3項の市町名

広島市



次のとおり条件付一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定によりつて公告する。

平成18年9月7日

広島県知事 藤田 雄山

県一般18第44号

1 調達内容

(1) 事業名

広島県総合行政通信網(衛星系)整備工事及び保守業務委託

(2) 事業場所

広島市中区基町10番52号 広島県庁統制局外71か所

(3) 事業概要

広島県総合行政通信網の衛星系等整備に係る通信機器の製作、据付調整等の工事を行う。また、工事完了後の保守業務を委託する。

(4) 事業期間 (予定)

ア 広島県総合行政通信網 (衛星系) 整備工事

平成18年広島県議会12月定例会の議決の日の翌日から平成20年3月31日まで (約15か月間)

イ 保守業務委託

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで (5年間。地方自治法 [昭和24年法律第67号] 第234条の3に基づき長期継続契約)

(5) 予定価格

2,516,713,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 入札参加資格

(1) 電気通信工事について、次に掲げる資格をすべて満たしている者であること。

ア 平成16年広島県告示第1212号 (平成17年度及び平成18年度に県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め。以下「資格告示」という。) によって一般競争入札参加資格の認定を受け、格付けがAに認定されている者であること。

イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 本件工事に係る設計業務の受託者以外の者であつて、かつ、当該受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する。

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
なお、本件工事に係る設計業務の受託者は、次のとおり。

財団法人日本消防設備安全センター

エ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、知事が別に定める手続に基づいて入札参加資格の再認定を受けているものを除く。

(ア) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定による更生手続開始の申立て

(イ) 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立て
オ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置又は下請制限措置の対象となつていない者であること。

カ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分 (本件入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であつて、既に広島県が行つた指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。) を受けていない者であること。

キ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4のいずれにも該当しない者であること。

ク 他の入札参加希望者と次のいずれの関係にある者でないこと。

(ア) 他の入札参加希望者の親会社 (会社法 [平成17年法律第86号] 第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)

(イ) 他の入札参加希望者の子会社 (会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)

(ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社

(エ) 役員又は監事 (会社更生法第67条の監事及び民事再生法第64条の監事) をい
う。以下同じ。) が他の入札参加希望者の役員又は監事を兼ねている者

(オ) その他他の入札参加希望者と上記(ア)から(エ)までのいずれかと同視しうる資本関係
又は人的関係にある者

(2) 平成8年4月1日から平成18年9月6日までの間に完成検査を受けている電波の周波数帯が12ギガヘルツ帯及び14ギガヘルツ帯を使用する衛星無線設備工事 (公共工事等に限る。公共工事等とは、国又は地方公共団体、法人税法 [昭和40年法律第34号] 別表第1に掲げる公共法人 [地方公共団体を除く。] その他これらに準ずる者が発注した工事をいう。以下同じ。) について、元請人又は共同企業体の構成員 (構成比率が20パーセント以上の者に限る。) としての施工実績及び保守点検業務の元請実績を有すること。

(3) 工事の施工に当たつては、次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

ア 第1級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の資格を有していること。

イ 上記(2)に掲げる種類及び規模の工事において、監理技術者又は主任技術者等 (現場代理人等として、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であつたと認められるときを含む。) としての経験を有すること。

(4) 上記(3)に掲げる本件工事の現場に専任で1人以上配置すべき監理技術者 (以下「配置
予定技術者」という。) は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であ
ること。

なお、これに準ずる者とは、次の者をいう。

(ア) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

(4) 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受け、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であつて、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有するもの

イ 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加希望書提出日までに引き続き 3 か月以上の雇用関係にあることをいう。

(5) 保守業務の実施に当たっては、次に掲げる基準を満たす者を従事させること。

第 1 級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の資格を有し、衛星無線通信に係る無線通信設備の保守業務の従事経験を有する者

3 入札参加資格審査の申請手続

本件の一般競争入札への参加を希望する者で、上記 2 (1) アの資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

なお、入札に参加するためには、入札時まで当該資格の認定を受けていなければならない。

(1) 申請期間

平成 18 年 9 月 7 日 (木) から平成 18 年 9 月 19 日 (火) まで (土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律 [昭和 23 年法律第 178 号] に規定する休日 [以下「休日」という。] を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間、随時受け付ける。

(2) 申請書の作成に用いる言語

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもつて記載すること。外国通貨をもつて金額を算出しているときは、出納官更事務規程 (昭和 22 年大蔵省令第 95 号) 第 16 条に規定する外国貨幣換算率によつて日本国通貨に換算して記載するものとする。

(3) 申請書の交付場所、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒730 - 8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県土木部総務管理局建設産業室 (広島県庁舎北館 6 階)

電話 082 - 513 - 3821 (ダイヤルイン)

4 設計図書の閲覧

(1) 閲覧期間

平成 18 年 9 月 7 日 (木) から平成 18 年 10 月 19 日 (木) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(2) 閲覧場所

〒730 - 8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県民生活部危機管理局通信管理室 (広島県庁農林庁舎 5 階)

電話 082 - 228 - 4509 (直通)

(3) 設計図書に関する質問

ア 質問の方法

設計図書に関する質問は、次によつて書面により行うこと。

(ア) 受付期間

平成 18 年 9 月 7 日 (木) から平成 18 年 10 月 13 日 (金) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 受付場所

上記 (2) の場所

(ウ) 質問書の提出方法

持参すること。

イ 質問に対する回答

質問書による回答書は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

平成 18 年 9 月 7 日 (木) から平成 18 年 10 月 17 日 (火) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 閲覧場所

上記 (2) の場所

5 入札手続等

(1) 入札参加希望書の提出等

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加希望書及び必要な添付資料 (以下「入札参加希望書等」という。) を提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

ア 提出期間

平成 18 年 9 月 7 日 (木) から平成 18 年 9 月 19 日 (火) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 提出場所

上記 4 (2) の場所

ウ 提出方法

持参すること。

エ 提出書類の配布方法

<p>入札参加希望書等の用紙は、アの期間に、上記4(2)の場所で配布する。</p> <p>オ 入札参加資格の審査結果の通知</p> <p>入札参加資格の認定又は不認定を確認したときは、その審査結果を平成18年9月29日(金)までに通知する。</p> <p>カ 入札参加希望書等について</p> <p>(ア) 入札参加希望書等は、提出者に無断で使用しない。</p> <p>(イ) 入札参加希望書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。また、後日指名除外措置を行うことがある。</p> <p>キ 配置予定技術者に関する記載等について</p> <p>(ア) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者(3人を限度とする。)を記載することができる。</p> <p>(イ) 入札参加希望書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り記載することを認めるものとする。</p> <p> a 従事中の工事の契約工期の終期が入札日の前日までの場合</p> <p> b 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札参加希望書提出の前日までに終了している場合</p> <p> c 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札日の前日までに行われることが決定している場合</p> <p>(イ) 入札参加希望書を提出する時において配置予定技術者が他の工事に従事中であるときは、その工事の工期が延伸され、又は完成検査が延期された場合には、その理由を問わず、直ちに入札参加希望書を取り下げ、又は入札を辞退しなければならぬ。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。</p> <p>(エ) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、その理由を問わず、配置予定技術者の変更、差換え等は認めない。</p> <p>(オ) 工期の延伸等によって配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした者については、後日指名除外措置を行うことがある。</p> <p>(カ) 落札後、工事の施工に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。</p> <p>(2) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時</p> <p>平成18年10月20日(金) 午後1時30分</p> <p>イ 場所</p>	<p>広島市中区基町10番52号 広島県庁農林庁舎5階 テレビ会議室</p> <p>(3) 郵送等による入札</p> <p>ア 提出期限</p> <p>平成18年10月19日(木) 午後4時30分までに必着とする。</p> <p>イ 提出場所</p> <p>上記4(2)の場所</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。</p> <p>(4) 事業費内訳書の提出</p> <p>ア 入札参加者は、入札の際に事業費内訳書を提出しなければならない(提出しない者は、入札に参加させない。)</p> <p>イ 事業費内訳書には、工事・附属工内訳書(種別程度)の記載を求めるが、様式は指定しない。</p> <p>ウ 提出された事業費内訳書は、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があるとともに、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)に基づく開示の対象となる。</p> <p>エ 事業費内訳書は、返却しないものとする。</p> <p>オ 郵便による入札の場合は、事業費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金</p> <p>免除</p> <p>(3) 契約保証金</p> <p>契約金額の10分の1を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>(4) 入札の無効</p> <p>本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反し</p>
--	---

た入札その他広島県契約規則 (昭和39年広島県規則第32号) 第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

広島県契約規則第19条の規定によつて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者と決定する最低価格落札方式とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定によつて、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある (いわゆる「低入札価格調査制度」の対象工事である。)

(6) 低入札価格調査制度に基づき低価格入札者を落札者とした場合の措置

あらかじめ定めた調査基準価格を下回る価格で入札し、低入札価格調査を受けて落札者とされた者と契約するときは、次のとおり取り扱う。

ア 建設工事請負契約約款第41条第2項に定めるかしの補修又は損害賠償の請求ができた期間 (いわゆるかし担保責任の存続期間) について、「引渡しを受けた日から2年 (木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合) において、1年」を、特別により「引渡しを受けた日から4年 (木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合) において、2年」以内」とする。

イ 上記③にかかわらず、契約保証金の金額を請負代金額の10分の3以上とする。

ウ 建設工事執行規則 (平成8年広島県規則第39号) 第54条第1項の規定による契約解除 (請負人の債務不履行等による契約解除) が行われた場合に請負人が支払うべき違約金は、請負代金額の10分の3とする。

エ 低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第9項の規定による調査 (いわゆる「重点調査」) の対象になつた者を落札者とし、同者と契約を締結する場合、請負人が前払金の支払を請求できる限度は、請負代金額の10分の2とする。

オ 低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第9項の規定による調査の対象になつた者を落札者とし、同者と契約を締結する場合、適正な施工体制の確保の観点から、請負者は、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者とは別に、同等程度の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置しなければならないものとする。

(7) 契約書作成の要否

(8) 手続における交渉の有無
無

(9) 広島県議会の議決
本件事業の契約を締結するには、広島県議会の議決を要する。

(10) その他

ア 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 詳細は入札説明書による。

7 問い合わせ先

上記4(2)に同じ

8 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction and maintenance of a Hiroshima Prefecture satellite communications network

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:30 P.M. 19 September 2006

(3) Time-limit for the submission of tenders : 1:30 P.M. 20 October 2006
(tenders submitted by mail : 4:30 P.M. 19 October 2006)

(4) Contact point for tender documentation : Hiroshima Prefectural Citizens Affairs and Communication Management Office

Crisis Management Bureau
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan

TEL:082-228-4509

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第71号

指定講習機関に関する規則 (平成2年国家公安委員会規則第1号) 第4条第1項の規定により、指定講習機関である株式会社芦田川ドライビングスクールから次のとおり代表者の変更について届出があつたので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年9月7日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 変更の内容

新代表者 船 石 光 則

- 旧代表者 竹 本 欣 吾
2 変更年月日
平成18年8月8日

広島県公安委員会告示第72号

運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号) 第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である株式会社芦田川ドライビングスクールから次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年9月7日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

- 1 変更の内容
新代表者 船 石 光 則
旧代表者 竹 本 欣 吾
2 変更年月日
平成18年8月8日